

江南市市民自治によるまちづくり基本条例（一部改正案）の概要

【趣旨】

平成 23 年に地方自治法が改正され、市町村の「基本構想」について、法による策定義務がなくなりましたが、市民と市が将来像を共有し、計画的にまちづくりを進めるうえで、施策の基本的な指針となる基本構想の果たす役割は今後も重要であります。

基本構想を含む次期総合計画の開始年度を平成 30 年度に迎え、その策定根拠を明確にするため、「江南市市民自治によるまちづくり基本条例」の中で「基本構想等」を規定します。

【改正内容】

1 前文中の字句の整理

これまでは、市の総合的な計画の名称を「江南市戦略計画」としていましたが、より分かりやすくするため、「江南市戦略計画（平成 20 年度－平成 29 年度）」を、一般的に使われている「総合計画」に改めます。

【改正前】江南市戦略計画（平成 20 年度－平成 29 年度） ⇒ 【改正後】総合計画

2 条文の追加

「第 6 章 市政運営」の中に、次の「基本構想等」の規定（条文）を追加します。

（基本構想等）

市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びその実現のための基本的な計画を策定します。

【参考】現在の前文（抜粋）

江南市では、次世代育成や高齢者の生きがいづくりなどの支えあいの福祉の推進による安心かつ安全で温かい生活環境づくり、男女共同参画と多文化共生による平和で明るく豊かな人間関係の育成、先人が切り拓いてきた貴重な郷土の歴史と温暖な自然環境を活かした美しくうまい生活と文化の継承や発展のために、「江南市戦略計画（平成 20 年度－平成 29 年度）」に基づいて、力強くまちづくりを進めています。これからも、まちづくりの担い手である市民や事業者等、市が一層強い協働の関係を築き、地域の総力を結集する仕組みを作っていく必要があります。

※提出及び問合せ 地方創生推進課（内線 348）

（平成 28 年 3 月 31 日（木）までは、地域協働課へお願いします。）